

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	入園の制限		
根拠法令・条項	堺市立農業公園条例第14条		
所 管 課	農 政 部 農業公園 担当		
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない (1)他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物の類いを携行する者 (2)公の秩序又は善良の風俗を害すると認められる者 (3)暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者 (4)前3号に掲げる者のほか、公園の管理上支障があると認められる者		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、堺市行政手続条例第13条第2項第1号の規定に該当するため、手続を省略する。	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		